

常任委員会レポート

総務産業委員会

空き家カルテを活用し、更なる抑制に向けた取組みを要請

令和6年11月11日、所管事務調査を行いました。

調査事項

空き家対策について

現在、外部4団体と協業していますが、利活用相談は1年間に2件のみで利用件数は少なく、成果が出ていません。

所管課としては、まず空き家を増やさないための対策として、アンケートを実施し、空き家抑制の対策を立て、また、すでに空き家となっている340件については、DMで利活用を喚起し、空き家カルテを用意して進捗管理をしていく予定で

す。また「広報はとやま」で絶えず意識喚起も心がけています。

委員からは、DMで空き家を活用するための詳細なロードマップなど、充実した情報提供を行ってほしい、現在の空き家所有者に対しては毅然とした姿勢で、問題解決に取り組んでほしい、などの要望が出されました。

ちよつくまについて

「ちよつくま」の管理運営状況、及び所管課が考える今後の展望を調査しました。指定管理者には管理代行料として年間2300万円が支払われていますが、令和6年度

には2470万円となり、増額傾向にあり、今後が心配です。年間のレジ通過者は7千人台、来場者数はその約2倍となっています。令和5年度の売上は約8600万円、営業開始以降2年半の間赤字が続いています。年度により赤字額にばらつきがあり、将来が不透明です。

委員より、地元人材での管理運営はできないかと意見が出されましたが、所管課によれば、今後の運営について、令和8年3月時点で再評価し、以降の管理運営を見直すとのことでした。地元人材だけでは商品仕入れノウハウなどが不足するので、その対策と、今後、出荷者団体「ちよつくま協議会」などの協力を得ながら、運営コストと収益を試算し、結果次第で外部指定管理者を利用しない選択肢も有り得るとの考えが示されました。

福祉文教委員会

子どもの権利条約について ワークショップを開催

令和6年11月12日、所管の事務調査を行いました。

調査事項

子どもの権利条約について

「子どもの権利条約を推進する会代表」等を行っている町内在住の山本ひろ子氏にご出席いただき、子どもの権利条約ワークショップを行いました。

山本氏には、ファシリテーターとして、講義型の学習ではなく、参加者それぞれの思い、感覚、経験、アイデアなどをお互いに提供しながら進めていく参加型の研修を進めていただきました。マジックやクレヨンを用

使い、グループワークをし、わくわくどきどきしてのワークショップでした。



講師の山本ひろ子氏

子どもの権利条約の〇×クイズの内容から
○子どもの権利条約では子どもは18歳未満であること。(18歳は選挙権年齢。)

○子どもの権利条約は発展途上国のためにつくられたものではないこと。
戦争の反省から、もう子どもたちをそういう目に遭わせてはいけないというところから、話が始まったこと。



ワークショップのはじまりはじまり

○子どもの権利条約には、子どもの義務について、一つも書かれていないこと。締約国、保護をする人、親等に子どもの権利を保障する義務という形で書かれている等、正解できなかった問題です。
「子どもが大人から守られる存在」「保護、指導の対象」から、「一人の人間として人権を持っている権利の主体である」と子ども観を移行することが、この条約の趣旨であり、子どもの権利は子どもの基本的人権です。
かつては「みんな子ども」だった。遠い記憶を呼び起こしていただき、理解が深まった研修になりました。